

消防危第295号  
平成23年12月21日

各都道府県知事 }  
各指定都市市長 } 殿

消防庁次長  
(公印省略)

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の公布について（通知）

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成23年政令第405号）、危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成23年総務省令第165号）、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（平成23年総務省令第166号）、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示等の一部を改正する件（平成23年総務省告示第556号）、製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成23年総務省告示第557号）、製造所等のハロゲン化物消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成23年総務省告示第558号）及び製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成23年総務省告示第559号）が本日公布され、当該政令等に定める日から施行されることとなりました。

今回の改正及び制定は、消防法（昭和23年法律第186号）上の第1類の危険物に炭酸ナトリウム過酸化水素付加物を追加すること、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）に係る技術上の基準を定めること、第4類の危険物のうちエタノール又はこれを含有するもの（以下「エタノール等」という。）を取り扱う給油取扱所に係る技術上の基準を定めること、製造所等においてハロン代替ガスを用いた消火設備の使用を可能とすること、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第2号）第2条の表に定める物質（以下「指定物質」という。）を追加すること、製造所等の不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び泡消火設備の技術上の基準の細目を定めること等を主な内容とするものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に係る技術上の基準、エタノール等を取り扱う給油取扱所に係る技術上の基準並びに製造所等の不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び泡消火設備の技術上の基準の運用については、別途通知する予定であることを申し添えます。

なお、本通知中においては、法令名について次のとおり略称を用いましたので御承知おき願います。

消防法（昭和23年法律第186号）……………法  
危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令  
（平成23年政令第405号）……………改正政令  
危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令  
（平成23年総務省令第165号）……………改正省令  
危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令

(平成23年総務省令第166号) .....	改正指定省令
危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示等の一部を改正する件	
(平成23年総務省告示第556号) .....	改正告示
改正政令による改正後の危険物の規制に関する政令	
(昭和34年政令第306号) .....	令
改正政令による改正後の地方公共団体の手数料の標準に関する政令	
(平成12年政令第16号) .....	標準令
改正省令による改正後の危険物の規制に関する規則	
(昭和34年総理府令第55号) .....	規則
改正省令による改正後の地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令(平成12年自治省令第5号) .....	手数料省令
改正指定省令による改正後の危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令 .....	指定省令
改正告示による改正後の危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示	
(昭和49年自治省告示第99号) .....	告示

## 記

### 第1 危険物の追加に関する事項

法別表第1類の項第10号「その他のもので政令で定めるもの」として「炭酸ナトリウム過酸化水素付加物」を追加したこと(令第1条第1項関係)。

### 第2 浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に関する事項

#### 1 浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準

浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、令第11条第1項第1号から第3号の2まで、第4号、第4号の2、第6号から第7号の2まで、第9号から第11号の2まで、第12号から第15号まで及び第17号の規定の例によるほか、次のとおりとされたこと(令第11条第2項関係)。

- (1) 浮き蓋は、地震等による振動及び衝撃に耐えることができる構造とすることとされたこと(令第11条第2項第1号、規則第22条の2及び告示第4条の23の2から第4条の23の8まで関係)。
- (2) 浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクには、可燃性の蒸気を屋外に有効に排出するための特別通気口を設けることとされたこと。ただし、不活性ガスを充填して危険物を貯蔵し、又は取り扱うものは当該設備を設けないこととされたこと(令第11条第2項第2号関係)。
- (3) 浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクには、浮き蓋の状態を点検できるように点検口を設けることとされたこと。ただし、不活性ガスを充填して危険物を貯蔵し、又は取り扱うものは当該設備を設けないこととされたこと(令第11条第2項第3号関係)。
- (4) 簡易フロート型の浮き蓋を備えた特定屋外貯蔵タンクの配管には、当該配管内に滞留した気体がタンク内に流入することを防ぐための設備(空気抜弁等)、当該配管内に滞留した気体がタンク内に流入するものとした場合において当該気体を分散させるための設備(ディフューザー等)又は当該配管内に滞留した気体がタンク内に流入することにより浮き蓋に損傷を与えることを防止するために有効な設備を設けることとされたこと(令第11条第2項第4号及び規則第22条の2の2関係)。

#### 2 浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の審査に係る手数料の設定

浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所のうち、規則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならない特定屋外貯蔵タンクを有するものに係る設置の許可の申請に対する審査の手数を設けることとされたこと(標準令本則の表16の項の2及び手

数料省令第1条の3関係)。

### 第3 エタノール等を取り扱う給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項

エタノール等を取り扱う給油取扱所について、令第17条第1項から第3項までの基準を超える特例が定められたこと（令第17条第4項及び規則第28条の2から第28条の2の3まで関係）。

なお、規則第28条の2から第28条の2の3までにおいて特例を定めていない事項については、令第17条第1項から第3項までの基準が適用になるものであること。

エタノール等を取り扱う給油取扱所に係る令第17条第4項の規定による同条第1項から第3項までの基準を超える特例は、次のとおりであること。

#### 1 エタノール等を取り扱う屋外給油取扱所の基準の特例

##### (1) エタノールを取り扱う屋外給油取扱所について

エタノールを取り扱う給油取扱所に係る令第17条第1項の基準を超える特例は、メタノールを取り扱う屋外給油取扱所の規定の例によることとされたこと（規則第28条の2第2項関係）。

##### (2) 第4類の危険物のうちエタノールを含有するものを取り扱う屋外給油取扱所について

第4類の危険物のうちエタノールを含有するものを取り扱う給油取扱所に係る令第17条第1項の基準を超える特例は、次のとおりであること。

ア 第4類の危険物のうちエタノールを含有するものを取り扱う専用タンクの注入口の周囲には、排水溝、切替弁及び漏れた危険物を収容する容量4立方メートル以上の設備を設けることとされたこと。ただし、漏れた危険物が給油空地及び注油空地以外の部分に流出するおそれのない場合にあっては、当該設備を設けなくてもよいこととされたこと（規則第28条の2第3項第1号関係）。

イ 第4類の危険物のうちエタノールを含有するものを取り扱う専用タンクを設置する場合であって、当該専用タンクの周囲に4箇所以上設ける管により液体の危険物の漏れを検知する設備によって当該専用タンクから漏れた危険物を検知することが困難な場合には、令第13条第3項の設置方法によらないこととされたこと（規則第28条の2第3項第2号関係）。

#### 2 エタノールを取り扱う屋内給油取扱所の基準の特例

##### (1) エタノールを取り扱う屋内給油取扱所について

エタノールを取り扱う給油取扱所に係る令第17条第2項の基準を超える特例は、メタノールを取り扱う屋内給油取扱所の規定の例によることとされたこと（規則第28条の2の2第2項関係）。

##### (2) 第4類の危険物のうちエタノールを含有するものを取り扱う屋内給油取扱所について

第4類の危険物のうちエタノールを含有するものを取り扱う給油取扱所に係る令第17条第2項の基準を超える特例は、第4類の危険物のうちエタノールを含有するものを取り扱う屋外給油取扱所に係る令第17条第1項の基準を超える特例と同様の基準とされたこと（規則第28条の2の2第3項関係）。

#### 3 エタノール等を取り扱う圧縮天然ガス充填設備設置給油取扱所等の基準の特例

エタノール等を取り扱う圧縮天然ガス充填設備設置給油取扱所、圧縮水素充填設備設置給油取扱所及び規則第28条第1項の自家用の給油取扱所に係る令第17条第3項の基準を超える特例は、規則第28条の2又は規則第28条の2の2に掲げる基準とされたこと（規則第28条の2の3関係）。

また、顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所のうちエタノール等を取り扱う給油取扱所について、令第17条第4項の基準を超える特例は、規則第28条の2の5、規則第28条の2の6又は規則第28条の2の7に掲げる基準とされたこと（令第17条第5項及び

規則第28条の2の8関係)。

なお、規則第28条の2の8において特例を定めていない事項については、令第17条第1項から第4項までの基準が適用になるものであること。

第4 エタノール等を取り扱う給油取扱所における取扱いの技術上の基準に関する事項  
エタノール等の取扱いの技術上の基準について、次のとおり定められたこと（令第27条第7項及び規則第40条の14関係）。

- 1 エタノール等を自動車等に給油し、又は車両に固定されたタンク及び容器から専用タンク若しくは簡易タンクに注入するときは、排水溝を切替弁により漏れた危険物を収容する設備に接続することとされたこと。ただし、規則第28条の2第3項第1号ただし書及び第28条の2の2第3項第1号ただし書の規定により漏れた危険物を収容する設備を設けていない場合においては、この限りではないとされたこと（規則第40条の14第1号関係）。
- 2 エタノールを取り扱う専用タンク及び簡易タンクの弁は、当該注入口に車両に固定されたタンクの注入ホース又は容器から注入するためのホースが緊結されているとき以外は、閉鎖しておくこととされたこと（規則第40条の14第2号関係）。

第5 消火設備に関する事項

ハロン代替消火剤のうち不活性ガス（イナートガス）を用いるガス系の消火設備は、二酸化炭素消火設備と統合され、新たに「不活性ガス消火設備」に位置付けられたこと（令別表第5並びに規則第32条の7から第32条の9まで及び第33条第2項第1号の表関係）。

第6 指定物質の追加に関する事項

指定省令第2条の表に「オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤」及び「一ブロモ一三クロロプロパン及びこれを含有する製剤」を追加したこと。

第7 その他の事項

- 1 塗覆装材、溶接機器及び溶接材料に係る日本工業規格が改正されたことに伴い、所要の改正を行い、当該規格が廃止されたものについては、当該規格で求めていた性能が基準化されたこと（告示第3条、第4条の48第3項第2号イ、第20条及び第22条関係）。
- 2 IMDGコードにおいて危険物として規定されている物質の引火点が「61度」以下から「60度」以下に改正されたことに伴い、所要の改正を行ったこと（告示第68条の6第1号、第68条の6の3及び第68条の6の5第2項第4号関係）。

第8 施行期日等

1 施行期日

施行期日は原則として、平成24年7月1日とされたこと。ただし、次に掲げる事項はそれぞれ定める日から施行されるものであること（改正政令附則第1条、改正省令附則第1条、改正告示附則及び改正指定省令附則関係）。

- (1) その他の事項（第7関係等）……………公布の日
- (2) エタノール等を取り扱う給油取扱所に関する事項  
（第3及び第4関係）……………平成24年1月11日
- (3) 不活性ガス消火設備への名称変更に関する事項  
（第5関係）……………平成24年3月1日
- (4) 浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に関する事項（第2関係）、製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示、製造所等のハロゲン化物消火設備の技術上の基準の細目を定める告示及び製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示……………平成24年4月1日

## 2 危険物の追加に係る経過措置

### (1) 製造所等の設置又は変更に係る許可及び技術上の基準に関する経過措置

新規対象の製造所等（炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が危険物の品名に追加されたことに伴い、新たに市町村長等の設置に係る許可を受けなければならないこととなる既存の施設をいう。以下同じ。）及び既設の製造所等（改正政令の施行の際、既に許可を受けて設置されている製造所等のうち、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が危険物の品名に追加されたことに伴い、位置、構造及び設備の変更に係る許可を受けなければならないこととなる施設をいう。以下同じ。）については、施行日から6月以内（平成24年12月31日まで）に当該許可を受けることとされたこと（改正政令附則第2条関係）。

また、当該許可を受けるまでの間は、当該施設に適用される位置、構造及び設備の技術上の基準は従前の例によることとされたこと（改正政令附則第3条関係）。

### (2) 指定数量の倍数の変更に係る届出に関する経過措置

既に許可を受けて設置されている製造所等のうち、当該施設において貯蔵し、又は取り扱う危険物の指定数量の倍数が増加するものについては、当該施設の所有者等は、施行日から3月以内（平成24年9月30日まで）にその旨を市町村長等に届け出なければならないこととされたこと（改正政令附則第4条関係）。

### (3) 製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する経過措置

新規対象の製造所等及び既設の製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準の一部について、代替措置又は適合期限を延長する措置を設けることとしたこと。以下、製造所等の区分ごとに該当する条項を示すので留意すること。

① 新規対象の製造所：改正政令附則第5条第1項から第3項まで及び第7項

② 既設の製造所：改正政令附則第5条第4項から第6項まで

③ 新規対象の屋内貯蔵所：改正政令附則第6条

④ 新規対象の第一種販売取扱所：改正政令附則第7条第1項及び第2項

⑤ 既設の第一種販売取扱所：改正政令附則第7条第5項

⑥ 新規対象の第二種販売取扱所：改正政令附則第7条第3項及び第4項

⑦ 既設の第二種販売取扱所：改正政令附則第7条第6項

⑧ 新規対象の一般取扱所：改正政令附則第8条第1項（改正政令附則第5条第1項から第3項まで及び第7項を準用）

⑨ 既設の一般取扱所のうち、改正政令の施行後、製造所に該当することになるもの：改正政令附則第5条第8項及び第9項

⑩ 既設の一般取扱所（上記⑨に該当するものを除く。）：改正政令附則第8条第2項（改正政令附則第5条第4項から第6項までを準用）

### (4) 消火設備に関する経過措置

新規対象の製造所等及び既設の製造所等（平成24年7月1日における指定数量の倍数を超えないものに限る。）の消火設備で改正政令の施行の際設置されているもののうち、技術上の基準に適合しないものに係る消火設備の技術上の基準については、施行日から1年6月以内（平成25年12月31日まで）の間は従前の例によることとされたこと（改正政令附則第9条関係）。

### (5) 避雷設備に関する経過措置

新規対象の製造所等及び既設の製造所等（平成24年7月1日における指定数量の倍数を超えないものに限る。）の避雷設備で改正省令の施行の際設置されているものは、日本工業規格A四二〇一（一九九二）「建築物等の避雷設備（避雷針）」に適合することとされたこと（改正省令附則第2条関係）。

### (6) 掲示板の記載内容に関する経過措置

既設の製造所等の掲示板で改正省令の施行の際設置されているもののうち、技術上の基準に適合しないものに係る掲示書の当該基準については、施行日から3月以内（平成24年9月30日まで）の間は従前の例によることとされたこと（改正省令附則第3条関係）。

(7) 警報設備に関する経過措置

新規対象の製造所等及び既設の製造所等（平成24年7月1日における指定数量の倍数を超えないものに限る。）の警報設備で改正省令の施行の際設置されているもののうち、技術上の基準に適合しないものに係る警報設備の当該基準については、施行日から1年6月以内（平成25年12月31日まで）の間は従前の例によることとされたこと（改正省令附則第4条関係）。

(8) 危険物の容器の表示に関する経過措置

この省令の施行の際現に存する内装容器等の外部に行う表示に関する基準については、施行日から1年6月以内（平成25年12月31日まで）の間は従前の例によることとされたこと（改正省令附則第5条関係）。

(9) 運搬容器の表示に関する経過措置

この省令の施行の際現に存する運搬容器の外部に行う表示に関する基準については、施行日から1年6月以内（平成25年12月31日まで）の間は従前の例によることとされたこと（改正省令附則第6条関係）。

(10) 実務経験に関する経過措置

新規対象の製造所等における危険物保安監督者に関する経過措置が講じられたこと（改正省令附則第7条関係）。

(11) 届出の様式等

改正政令附則第4条の規定に基づく届出の様式等が定められたこと（改正省令附則第8条関係）。

3 既設の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に係る経過措置

既設の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所（改正政令の施行の際、現に許可を受けて設置されている浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所をいう。以下同じ。）の位置、構造及び設備の技術上の基準について、以下の経過措置が設けられたこと。

(1) 令第11条第2項第1号に定める技術上の基準に適合しないものに係る当該基準については、既設の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所が次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、適用しないこととしたこと（改正政令附則第10条第1項関係）。

ア タンク内に不活性ガスを充填して危険物を貯蔵し、若しくは取り扱うこと、又はタンク内で貯蔵し、若しくは取り扱う液体の危険物の引火点が40度以上であること。

イ タンクに、タンク内に滞留した可燃性の蒸気を検知するための設備を設けていること。

(2) 令第11条第2項第1号（上記(1)に該当して同号を適用しない場合を除く。）及び第2号から第4号までに定める技術上の基準に適合しないものに係る当該基準については、施行日から12年以内（平成36年3月31日まで）の間は従前の例によるものとされたこと。また、市町村長等から危険物の貯蔵及び取扱いの休止の確認を受けたタンクについては、当該タンクにおいて危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日までの間は従前の例によるものとされたこと（改正政令附則第10条第2項関係）。

(3) 上記(2)の市町村長等による休止の確認等に関する事項について、次のとおり定められたこと（改正省令附則第9条関係）。

ア 市町村長等から休止の確認を受けようとする者は、申請書と理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を市町村長等に提出しなければならないこと。

イ 市町村長等は、休止の申請に係る浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所が次のいずれにも該当すると認められる場合に限り、休止の確認をするものとする。

(ア) 危険物（規則第62条の2第2項各号に定める貯蔵及び取扱いに係るものを除く。（イ）において同じ。）を除去する措置が講じられていること。

(イ) 誤って危険物が流入するおそれがないようにするための措置が講じられていること。

(ウ) 見やすい箇所に幅0.3メートル以上、長さ0.6メートル以上の、地が白色の板に赤色の文字で「休止中」と表示した標識が掲示されていること。

ウ 休止の確認を受けている浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の所有者等は、当該タンクにおいて危険物の貯蔵及び取扱いを再開しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長等に届け出なければならないこと。それまでの間に、上記アの申請書又は書類に記載された事項に変更が生じる場合には、あらかじめ、その旨を市町村長等に届け出なければならないこと。

エ 市町村長等は、上記ウにおける再開前に上記イにおける措置が講じられていないと認めるときは、当該休止の確認を取り消すことができること。

#### 4 罰則に関する経過措置

改正政令及び改正省令の施行前にした行為並びに改正政令の附則及び改正省令の附則においてなお従前の例によることとされる場合における改正政令及び改正省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、従前の例によるものとされたこと（改正政令附則第11条及び改正省令附則第10条関係）。

以上